

○学校法人追手門学院監事監査規程

2005年3月23日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人追手門学院寄附行為第33条第1項の規定に基づき、監事が行う追手門学院（以下「学院」という。）の監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、学院業務について適法性及び妥当性の観点から実施し、学院価値及び学院に対する社会からの信頼の維持向上に資することを目的とする。

(監事の責務)

第3条 監事は、常に公正不偏の立場で適切に監査を実施することにより、学院の掲げる理念及び目的が達成できるよう努めなければならない。

2 監事は理事と共に、監査機能の充実・強化を図るため、情報収集体制を含めた監査環境の整備に努めなければならない。

3 監事は、その職務の遂行上知り得た情報を他に漏洩してはならない。監事はその職を離れた以後も同様とする。

(常勤監事及び非常勤監事)

第4条 常勤監事は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び法人内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築状況及び運用状況を日常的に監査する。

2 常勤監事は、その職務の遂行上知り得た情報を、非常勤監事と共有するよう努めなければならない。

第5条 非常勤監事は、客観的な観点や幅広い知見を活かし、常勤監事との協力の上、監査環境の整備及び法人内の情報の収集に積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築状況及び運用状況を監査する。

2 非常勤監事は、得られた情報を常勤監事と共有することに努めるとともに、常勤監事と協力して監査環境の整備に努めなければならない。

(監査の対象)

第6条 監査の対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法人の業務

(2) 法人の財産の状況

- (3) 理事及び職員の職務執行の適法性及び妥当性
- (4) 内部統制システム整備の適正性
- (5) 情報保存管理体制及び情報開示体制

(監査の種類)

第7条 監査の種類は、定期監査（日常監査を含む。）及び臨時監査とする。

2 前項の定期監査は、業務監査、財産状況及び理事の業務執行の状況、の監査を指し、第8条に定める監査計画に基づき実施する。

3 臨時監査は、特定の事項について監事が必要と認める場合に行う。

(業務監査の内容)

第8条 監事は、法人の業務及び理事の職務の執行状況が、法令及び寄附行為等に準拠して適正に執行されているかを監査する。

2 監事は、法人の業務について、次の各号に掲げる事項を監査する。

- (1) 理事会が決定する内容が、建学の精神、理念及び将来計画等に基づいた経営方針に則しているか。
- (2) 理事会が理事長及び法人業務を執行する理事の監督義務を適切に履行しているか。
- (3) 理事会が決定する内部統制システムの整備の基本方針、整備の決議、決定及び具体的な整備の内容が、法令及び寄附行為に適合し、業務の適正を確保する体制に即しているか

3 監事は、理事の職務の執行状況について、次の各号に掲げる事項を監査する。

- (1) 理事の職務の執行が、理事会の決定する経営方針、事業計画に準拠しているか。
- (2) 理事長及び法人業務を執行する理事がその職務の執行状況を適時かつ適切に理事会に報告しているか。
- (3) 理事に対する利益供与、競業取引又は利益相反取引等、理事の義務に違反する行為がないか。
- (4) 寄附行為、議事録及び決裁文書その他の重要な書類及び情報について、その整備、保存、管理及び開示が適切に行われているか。

(会計監査の内容)

第9条 監事は、会計業務が学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠し、また、予算管理制度に基づき執行されているかを確認するために、次の各号に掲げる事項について、監査を実施する。

- (1) 計算関係書類（計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及びその附属明細書をいう。

以下同じ。)及び財産目録の真実性、明瞭性、合目的性及び整合性

- (2) 期中監査において、内部統制システム整備の有効性及び信頼性並びに取引記録等の正確性
- (3) 期末監査において、決算と予算外執行の妥当性、予算差異の内容分析、資産の実在性及び負債の網羅性等

2 監事は、会計監査人が行う会計監査の方法及び結果を把握し、自身の判断で会計監査を行う。

(監査計画)

第10条 監事は、事業年度毎に監査計画を作成するものとする。ただし、臨時監査についてはこの限りではない。

(監査の方法等)

第11条 監事は、業務監査及び会計監査を、次の各号に掲げる方法により実施する。

- (1) 業務状況の聴取
- (2) 理事会議事録、常任理事会議事録、評議員会議事録その他重要な書類・文書の閲覧
- (3) 会計に関する帳簿及び書類等の調査
- (4) その他監査の実施に必要な事項についての報告の聴取又は調査

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次の各号に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

- (1) 学院の理事及び職員
- (2) 学院の子法人の取締役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者及び子法人に使用される者
- (3) その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、学院の他の監事(学院の子法人の監査役その他これらの者に相当する者)との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

4 監査を実施する具体的な手順及び監査項目等について、監事監査基準を定めることができる。

5 監事は、理事会、評議員会及び常任理事会等に出席し、かつ必要あると認めたときは意見を述べる。

6 監事は、学院の理事及び教職員に対して業務状況等の報告を求め、また業務状況等を調査することができる。

(監事監査調書の作成)

第12条 監事は、監事監査調書を作成しなければならない。当該監事監査調書には、監事が実施した監査の方法及び内容等を記録しておかなければならない。

(監査の報告等)

第13条 監事は監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出しなければならない。

- 2 前項の監査報告書には、作成年月日及び常勤の監事にあつてはその旨を付記し、監事全員が署名押印する。
- 3 監事は、学院の継続性に重大な疑義が認められる場合には、その旨を監査報告書に追記しなければならない。
- 4 監事は、計算関係書類、会計監査報告、事業報告書とその附属明細書及び財産目録を受領したときは、監査報告を作成しなければならない。
- 5 監事は、監査の実施状況とその結果について、必要に応じて理事会及び評議員会に報告しなければならない。
- 6 監事は、法人及び理事の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣(当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。)に報告しなければならない。
- 7 監事は、前項の報告をするため必要であると認めたときは、理事長に対し理事会及び評議員会の招集を請求しなければならない。

(不正行為・重大な違反行為発見時等の対応)

第14条 監事は、監査の結果、法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、ただちに理事長に報告し、必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求する。

- 2 前項による請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 前項の規定により監事が理事会及び評議員会を招集する場合には、監事は、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議が開催される場所に存しない理事又は評議員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

4 第2項の規定により監事が理事会及び評議員会を招集するには、同項の監事は、理事会及び評議員会の日1週間前までに理事又は評議員に対し、書面又は電磁的方法（理事又は評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

5 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為を差し止めることができる。

(監事会)

第15条 監事は、職務遂行について協議を行うため、監事会を適宜開催する。

2 監事会は、監事、内部監査室員及び必要に応じて監事が指名した者をもって構成する。

(監査協議会)

第16条 学院運営について、監事、内部監査室及び会計監査人と学院とが実質的な協議を行うため、監査協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、年4回開催する。

3 協議会は、理事長、専務理事、学長、初等中等教育長、監事、事務局長、内部監査室長、会計監査人をもって構成する。

4 協議会において、特に必要のある場合は、理事長又は監事が指名する者を加えることができる。

5 協議会に関する事務は、内部監査室が行う。

(内部監査室との連携)

第17条 監事は、法人及び理事の業務並びに財産状況の調査その他の監査活動の遂行に当たり、内部監査室と連携を図り、効率的な監査を実施するよう務めなければならない。

2 監事は、必要に応じ内部監査室に対して協力を求めることができる。

(会計監査人との連携)

第18条 監事は、法人の財産の状況を監査するに当たり、会計監査人から報告を求め、必要に応じ会計監査人に対し専門的事項の調査を委任することができる。

2 監事は、効率的な法人の監査業務を行うために、会計監査人と綿密な情報交換を行う等により、連携を図るものとする。

(外部専門家等との連携)

第19条 監事は、職務を遂行するに当たり、必要に応じ弁護士等の外部専門家と連携を図ることができる。

2 監事は、理事長と定期的な会合を実施するものとする。

(監事補助職員の配置等)

第20条 学院は、監事の職務を補佐するものとして、監事の求めに応じ、独立性を有する監事補助職員を配置する。

2 監事補助職員を配置する場合は、監事の指揮命令下で業務を行い、監事以外からの指揮命令を受けないものとする。

3 学院は、当該監事補助職員の異動、人事評価及び懲戒等について、監事の意見を尊重するものとする。

4 学院は、監事が必要と認めた場合には、監事補助職員が理事会、評議員会その他の重要会議へ出席することを認めるものとする。

5 監事はその職務の執行について学院に対して費用の前払いの請求又は支出した費用等の請求をしたときは、学院は、速やかに相当額を支払うものとする。

(事務の所管)

第21条 この規程に関する事務は、総務課の所管とする。

(規程の改廃)

第22条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。